

私立大学等経常費補助金（私立大学教育研究高度化推進特別補助）配分基準

（平成15年2月19日 高等教育局長決定）

私立大学等経常費補助金（私立大学教育研究高度化推進特別補助）の補助金の額は、私立大学等経常費補助金交付要綱第17条の規定に基づき、私立大学教育研究高度化推進専門委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いた上、次に定めるところにより算定するものとする。

大学院高度化推進特別経費

1 大学院整備重点化経費

（1）教育研究拠点大学院重点経費

〔対 象〕

大学院を設置している大学

〔算定方法〕

補助する額は以下の方法により算出する。

当該研究科の専任教員数を次の(a)及び(b)の合計により算定する。

- (a) 当該研究科の授業又は研究指導を行う専任教員（助手を除く。）の数
- (b) (a)の専任教員の数に私立大学等経常費補助金配分基準別表3（日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定）に定める助手の限度数を乗じて得た数と、当該研究科の基礎となる学部等の助手として申請した者の数とのいずれか小さい数

の専任教員数に次の表1に定める単価を乗じて得た額(α)を算定する。

表1 専任教員1人当たり単価

区 分	単 価	
	博 士 後 期 課 程	修 士 課 程
実 験 系	医歯学部 千円 749	千円 243
	医歯学部以外 641	243
非 実 験 系	169	78

当該研究科の専攻ごとの収容定員（在籍学生数が収容定員に満たない場合は在籍学生数とする。）に表2に定める単価を乗じて得た額(β)を算定する。

表2 学生1人当たり単価

区 分	単 価	
	博 士 後 期 課 程	修 士 課 程
医 歯 系	103 千円	67 千円
理 工 系	103	67
そ の 他 系	58	37

（注）獣医学専攻の学生1人当たり単価は
医歯系博士後期課程を適用する。

(α)と(β)の合計額（以下「研究科算定補助基準額」という。）に、別表1により当該研究科の教育研究活動状況をもとに算出したそれぞれの事項ごとの点数の合計点（40点満点）に応じ、表3により得られる調整率を乗じて得た額を補助する。

表3 研究科の教育研究活動状況による調整率

点 数	調 整 率
40～33点	200%
32～32	180
31～30	160
29～29	140
28～28	120
27～26	100
25～23	80
22～20	60
19～17	40
16～13	20
12点以下	0

（２）研究科特別経費

〔対 象〕

次の要件のすべてを満たしている大学院研究科

- a の１の（１）「教育研究拠点大学院重点経費」の対象であること
- b 博士課程が完成年度を超えていること
- c 直近の５年間に学位の授与があること

〔委員会による審査〕

アの研究科分の対象事業の選定に当たって委員会による審査を行う。

〔算定方法〕

ア 研究科分

- a 博士後期課程を置く研究科における高度な研究のために必要な経費や教育研究基盤の充実を図るために必要な経費で、その所要経費が１研究科当たり６,０００千円以上のものを対象とする。
- b aの経費の１／２以内の額に、別表２の当該研究科の教育研究活動状況に基づく点数（２５点満点）と委員会の審査に基づく点数（５点満点）の合計点をもとに表４によって得られる調整率を乗じて算定された額を補助する。ただし、３０,０００千円を上限とする。

イ 学生分

- a 博士後期課程学生（医学、歯学又は獣医学系の博士課程学生を含む。）を中心とする優れた個人研究や共同研究に要する経費で、当該学生の所要経費が医歯・理工系５００千円以上、その他系２００千円以上のものを対象とする。
- b aの学生数に、別表２の当該研究科の教育研究活動状況に基づく点数（２５点満点）をもとに表５によって得られる調整率を乗じて算定された学生数を対象とし、当該学生の所要経費の１／２以内の額を補助する。
ただし、学生１人当たり医歯・理工系３００千円、その他系１５０千円を限度とする。

表４

点 数	調整率
30～24点	100 %
23～20	90
19～16	70
15～13	50
12点以下	0

表５

点 数	調整率
25～20点	100 %
19～17	90
16～14	70
13～11	50
10点以下	0

（３）研究科共同研究経費

〔対 象〕

大学院研究科（修士課程の大学院研究科を含む。）において実施される特定の研究課題についてプロジェクト・チームを編成して行う産業界及び国内外の大学院等の教員等との共同研究で、次に掲げるすべての要件を満たす共同研究を実施している大学院研究科であり、その所要経費が３,０００千円以上のもの

〔要件〕

- (a)共同研究に関する規程が整備されていること
- (b)学内の委員会等の審査を経て大学が決定する共同研究であること
- (c)研究成果を集録した紀要等を作成しなければならないこと

〔委員会による審査〕

対象事業の選定に当たって委員会による審査を行う。

〔算定方法〕

委員会において選定されたものに対し、その所要経費の１／２以内の額を、５０,０００千円を限度に補助する。

（４）特別研究学生経費

〔対 象〕

他の私立大学及び国・公立大学の大学院の学生（外国の大学院の学生は対象外）を協議の上受け入れ、研究指導を行っている研究科を設置している大学

〔算定方法〕

受入れ学生数に表６で定める単価を乗じて得た額に、別表１により算出した の１の（１）「教育研究拠点大学院重点経費」の研究科の教育研究活動状況による点数を学校別に集計し、研究科数で除して、算出した学校の平均点に応じ、表７により得られる調整率を乗じて算定された額を補助する。

〔算定方法〕

表６

区分	単 価
医歯・理工系	135,000 円
その他系	74,000

表 7

点 数	調整率
40～23点	110 %
22～21	105
20～13	100
12～10	95
9点以下	90

(5) 学位論文審査協力経費

〔対 象〕

大学院における学位論文の審査について、他大学院等の教員等の協力を得て実施している大学

〔算定方法〕

別表 1 により算出した の 1 の (1) 「教育研究拠点大学院重点経費」の研究科の教育研究活動状況による点数を学校別で集計し、研究科数で除して、算出した学校の平均点に応じ、表 8 により得られる調整率を所要経費（審査協力謝金、協力者来校旅費等）の 1 / 2 以内の額に乗じて得た額を補助する。

表 8

点 数	調整率
40～23点	110 %
22～21	105
20～13	100
12～10	95
9点以下	90

(6) 海外派遣交流経費

〔対 象〕

博士後期課程研究科として推進する特定の研究テーマを設定し、その研究を行う際に当該研究科所属の教員を海外に派遣（6 か月以内）している大学

〔委員会による審査〕

対象事業の選定に当たって委員会による審査を行う。

〔算定方法〕

調査、情報収集及び共同研究等を実施するための外国旅行に要する交通費（航空賃）及び滞在費（日当及び宿泊料）を対象として、学校法人の実支出額又は、次により算定した額とのいずれか低い額の 1 / 2 以内を補助する。

A 交通費

当該年度中の本邦から目的地まで及び目的地から本邦までの移動に係る航空賃は、次のとおりとする。

- a 運賃の等級を 2 以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃
- b 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

B 滞在費

当該年度中で、最初の目的地に到着した日から帰国のための最後の目的地を出発する日の前日までの日数（目的地間の移動のための航空機内に宿泊した日は除く。）に 1 1 , 5 5 0 円を乗じて得た額とする。

ただし、同一地域（市町村の存する地域に準ずる地域）に滞在する場合には、その地域に到着した日から起算して 3 0 日を超える日数については、当該日数に、1 0 , 3 9 5 円を乗じて得た額とする。

(7) 外国人研究員等特別招へい経費**A 短 期**

〔対 象〕

大学院研究科において、外国から優れた研究員を招へい（1 か月以内）し、共同研究、講演、情報交換及び大学院の教育指導等を実施している大学

〔委員会による審査〕

対象事業の選定に当たって委員会による審査を行う。

〔算定方法〕

当該研究科における研究員の招へいに係る経費（招へい及び帰国旅費、研究費、滞在費並びに国内調査旅費等）の 1 / 2 以内を補助する。

B 長 期

〔対 象〕

博士後期課程研究科において、外国から優れた研究員を招へい（１か月を超え６か月以内）し、共同研究、大学院の授業、研究指導等を実施している大学

〔委員会による審査〕

対象事業の選定に当たって委員会による審査を行う。

〔算定方法〕

当該研究科における研究員の招へいに係る経費（招へい及び帰国旅費、研究費、滞在費、研究旅費並びに土地建物借料等）の１／２以内を補助する。

２ ティーチング・アシスタント経費

〔対 象〕

当該大学の大学院研究科の学生をティーチング・アシスタント（教育的配慮のもとに当該大学の学部学生や修士課程の学生に対する実験、実習、演習等の教育的補助業務を行う者）として従事させ、かつそれに係る規程を整備している大学

〔算定方法〕

当該研究科のティーチング・アシスタントの活用に係る所要経費の１／２以内の額と、ティーチング・アシスタント数に１人当たり２００千円を乗じて得られた額のいずれか低い額を基準額とし、それに別表２の当該研究科の教育研究の活動状況に基づく点数（博士課程後期２５点満点、修士課程２１点）をもとに表９（博士課程後期）、表１０（修士課程）によって得られる調整率を乗じて算定された額を補助する。

表 9

点 数	調整率
25～20点	100 %
19～18	90
17～16	80
15～14	70
13～11	50
10点以下	0

表 1 0

点 数	調整率
21～19点	100 %
18～17	90
16～15	80
14～12	70
11～ 9	50
8点以下	0

３ 教育研究機能活性化特別経費

〔対 象〕

教育研究活動の一層の活性化のため、高度な教育研究を実践している大学院を設置する大学

〔算定方法〕

当該研究科の教授及び助教授の数に次の表１１に定める単価を乗じて得た額に、別表１により当該研究科の教育研究活動状況のもとに算出したそれぞれの事項ごとの合計点（４０点満点）に応じ、表１２により得られる調整率を乗じて得た額を補助する。

表 1 1 専任教員 1 人当たり単価

区 分	単 価
教 授	千円 50
助 教 授	50

表 1 2 研究科の教育研究活動状況による調整率

点 数	調 整 率
40～33点	200%
32～32	180
31～30	160
29～29	140
28～28	120
27～26	100
25～23	80
22～20	60
19～17	40
16～13	20
12点以下	0

4 専門大学院等支援経費

〔対 象〕

高度専門職業人の養成を図るため、専門大学院や1年制大学院等の高度専門職業人教育型大学院として修士課程を設置している大学

〔算定方法〕

の1の(1)「教育研究拠点大学院重点経費」の研究科算定補助基準額を基礎とし、表13による当該研究科の教育研究活動状況をもとに算出したそれぞれの事項ごとの点数の合計点(25点満点)に応じ、表14により得られる調整率を乗じて得た額を補助する。

表 1 3

区 分	点数
(a)設置区分 (10点満点)	大学院設置基準第31条に定める専門大学院 1年制の大学院の課程 5 専ら夜間において教育を行う大学院の課程 2 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を実施する大学院の課程 1
(b)収容定員に対する 社会人学生数の割合 (2点満点)	50%以上 2点 50%未満 1
(c)在籍学生数に対する 担当教員数の割合 (4点満点)	50%以上 4点 40～50%未満 3 30～40%未満 2 30%未満 1
(d)担当教員数に対する 実務経験のある教員 数の割合 (5点満点)	50%以上 5点 40～50%未満 4 30～40%未満 3 20～30%未満 2 20%未満 1
(e)討論・事例研究・現地 調査等の有無 (1点満点)	討論・事例研究・現地調査等をしている場合に1点
(f)専用施設の有無 (1点満点)	研究科・課程の専用施設がある場合に1点
(g)外部評価の実施の 有無 (2点満点)	外部評価を実施している場合に2点

(注)各項目において、該当する人員・件数がない場合は、点数は0点とする。

表 1 4

点 数	調 整 率
25～20点	50%
19～17	40
16～14	30
13～11	20
10～8	10
7点以下	0